

JI 監督委員会第 3 回会合

2006 年 5 月 28 日、29 日 ドイツ・ボン

検討事項と結果概要

(["Proposed agenda and annotations"](#)、["Meeting report"](#) 要約)

2006 年 6 月 20 日

文責 信岡洋子

JI 監督委員会第 3 回会合概要

第 3 回会合では、JI の PDD フォーム及び利用ガイドラインが策定された（吸収源 JI プロジェクトは含まず）。前回設置が決定していた独立組織の信任パネルのメンバーが選出され、今年末までに信任プロセスが開始されることとなった。ベースライン設定・モニタリングに関する指針、小規模 JI プロジェクトの詳細については次回に議論が持ち越しとなった。

1. JI PDD

第 1 回会合から検討していた JI の PDD フォームおよび第 2 回会合から検討していた PDD の利用ガイドラインにつき、今年 3 月から 4 月に募集したパブリックインプットも合わせて議論した結果、両者とも修正の上合意に至った。PDD フォーム ([Meeting Report Annex1](#)) は COP/MOP で正式に採択されるまで暫定的に使用することとし、6 月 15 日に発効する。内容は、CDM 特有の項目（クレジット期間の選択など）を除きほぼ CDM の PDD フォームと同じ。利用ガイドラインについても合意した ([Meeting Report Annex2](#))。

なお、ホスト国の承認があればクレジット期間は 2013 年を超えてもよい旨確認した。

吸収源 JI プロジェクトの PDD フォームと利用ガイドラインは別途次回検討する。

2. レビューに関する手続き

前回から議論されていたトラック 2 の JI プロジェクトのレビュー手続き及び決定評価 (appraisals of determinations) とレビューチームに参加する専門家の委任事項 (terms of reference) については、事務局が用意した案を検討し、合意した ([Meeting Report Annex3](#)、[Annex4](#))。

決定評価 (appraisals of determinations) の手続き*案も事務局が提出しており ([Proposed agenda and annotations Annex4](#)) JISC で検討されたが、次回へ持ち越しとなった。

*決定評価の手続きとは AIE による決定を専門家が評価することで、これにより JISC メンバーにレビューをリクエストすべきかどうか助言を与えることができる。この「AIE による決定」とは、PDD をもとにするプロジェクトの適格性の決定及び当該プロジェクトによる排出削減量または吸収量の報告を検証するという決定を指す ([Proposed agenda and annotations Annex4](#)) (Draft Procedures for Appraisals of Determinations under the

Verification Procedure under the JISC)参照)。

3. 独立組織(independent entity)の信任 (accreditation) について

第2回会合で、独立組織の信任を検討する機関として、JI-AP(JI accreditation panel)の設置を決定していた。メンバーの募集をし、今回6人の専門家をメンバーとして選出した。日本人2名も含む。今年末までに信任プロセスを開始することで合意。JI-APの初回会合は7月15、16日に予定されている。

4. ベースライン設定・モニタリングに関する指針について

ベースライン策定・モニタリングのクライテリアに関する指針案をJISCメンバーが用意し、JISCで検討することとなっていた。次回会合で検討するために指針案を作成していくことを決定、同時に、次回会合までの指針案の検討手順についても明確にした ([Meeting Report Annex5](#))。

5. 小規模JIプロジェクト

前回会合で小規模JIプロジェクトの条項案 (draft provisions) の作成もメンバー4人に要請しており、今回議論することになっていた。JISCは次回会合での検討のため、事務局に小規模プロジェクトの条項案を作成するよう要請した。

5. その他

-第2トラックのJIプロジェクト(=JISCで扱うJIプロジェクト)に課す手数料に関して、JISCメンバーと事務局でインフォメーションペーパーを用意することとなった。第5回会合で検討する。

-次回会合は2006年9月13-15日。

-直前のSB24の期間中に設けられたJISCによるQ&Aセッションについては[弊所SB24 参加報告書p15](#)をご参照ください。

以上